

沼津信用金庫駿東地区経営者クラブ会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は「沼津信用金庫駿東地区経営者クラブ」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の情報交換と経営問題についての研究等各種事業を通じて、新しい時代の経営環境に対応できる会員の経営資質の向上と会員企業の健全な発展を図るとともに地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 企業経営に関する情報の収集と提供
- (3) 講演会、企業視察等の実施
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第 4 条 本会の事業年度は毎年 5 月 1 日より翌年の 4 月 3 0 日までとする。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 会員は次の各号に該当する者とする。

- (1) 沼津信用金庫と取引している企業の経営参画者

(入会)

第 6 条 会員の募集は毎年 4 月に行う。入会は沼津信用金庫担当地区支店長の推薦を必要とする。

(退会)

第 7 条 会員は自由に退会できるものとする。

(除名)

第 8 条 会員が次の各号に該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の体面を傷つけたとき
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員が義務を履行しないとき
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき

第 3 章 役 員

(役員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 会計 1 名
- (5) 監査 2 名

(役員を選出)

第 10 条 前条の役員は総会において選出する。
ただし、副会長 1 名は沼津信用金庫が選任する。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理するとともに、役員会を招集して議長となる。
 - (2) 副会長は会長を補佐する。
 - (3) 運営委員は運営委員会を組織し、この会を運営する。
 - (4) 会計は経理事務を処理する。
 - (5) 監査は業務及び会計を監査する
- 2 . 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は2年とし、留任を妨げない。
ただし、会長は留任できないものとする。

第 4 章 総 会

(総会の開催)

- 第13条 本会の定期総会は、毎年6月に開催する。
2. 臨時総会は役員会が必要と認めたときに会長が召集する。

(総会の議事)

- 第14条 総会の議長は会長がこれにあたる。
2. 総会は会員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決する。
3. 総会は次の事項を決議する。
(1) 会則の変更
(2) 事業計画及び収支予算の決定・変更
(3) 事業報告及び収支決算の報告
(4) 役員を選任
(5) その他の重要事項

第 5 章 会 計

(運営費)

- 第15条 本会の運営は、会費及び寄付金により、まかなうものとする。
2. 会費は年額1万円とし、毎年5月1日に一括納入するものとする。
ただし、年度の途中で退会・除名された場合、会費は返還しないものとする。
3. 事業により特別費用を要する場合は、臨時会費を徴収することができる。

第 6 章 事 務 局

(運営)

第16条 本会は、御殿場営業部・小山支店・裾野中央支店・上町支店が運営にあたり、本部営業推進部がこれを補佐する。

付 則

- 1．設立当初の役員及び事業計画は設立総会の定めるところによる。
- 2．本会則は平成20年5月1日から施行する。